新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

新潟市長・中原ハー

新潟市条例第 2 号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例 新潟市手数料条例(平成12年新潟市条例第12号)の一部を次のように改正する。 別表のうち(1)の表7の項から12の項までを次のように改める。

7	戸籍法(昭和22年法律第224号)第	1通につき 450円
,	10条第1項、第10条の2第1項から	
	第5項まで若しくは第126条の規定に	
	基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手	
	数料又は同法第120条第1項、第12	
	0条の2第1項若しくは第126条の規	
	定に基づく戸籍証明書の交付手数料	·
8	戸籍法第10条第1項、第10条の2第	証明事項1件につき 350
	1項から第5項まで又は第126条の規	Ħ
	定に基づく戸籍に記載した事項に関する	
	証明書の交付手数料	
9	戸籍法第120条の3第2項の規定に基	戸籍電子証明書提供用識別符
	 づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発 	号1件につき 400円
	行手数料(情報通信技術を活用した行政	
	の推進等に関する法律(平成14年法律	
	第151号)第7条第1項の規定により	
	同法第6条第1項に規定する電子情報処	
	 理組織を使用する方法(総務省令で定め 	

るものに限る。以下この項及び12の項 において同じ。) により戸籍電子証明書 提供用識別符号の発行を行う場合(当該 発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条 第1項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用する方法により行わ れた場合に限る。) における当該発行及 び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が 同時に当該戸籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若 しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う 場合における当該発行を除く。)

1 0 戸籍法第12条の2において準用する同

法第10条第1項若しくは第10条の2

第1項から第5項までの規定若しくは同

法第126条の規定に基づく除かれた戸

籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は

同法第120条第1項、第120条の2

第1項若しくは第126条の規定に基づ

く除籍証明書の交付手数料

戸籍法第12条の2において準用する同 1 1

法第10条第1項若しくは第10条の2

第1項から第5項までの規定又は同法第

126条の規定に基づく除かれた戸籍に

1通につき 750円

証明事項1件につき 450

記載した事項に関する証明書の交付手数 料

1 2

戸籍法第120条の3第2項の規定に基 づく除籍電子証明書提供用識別符号の発 行手数料(情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律第7条第1項の規 定により同法第6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法により除 籍電子証明書提供用識別符号の発行を行 う場合(当該発行に係る除籍電子証明書 の請求が同項の規定により同項に規定す る電子情報処理組織を使用する方法によ り行われた場合に限る。) における当該 発行及び除籍電子証明書提供用識別符号 の発行に係る除籍電子証明書の請求を行 う者が同時に当該除籍電子証明書が証明 する事項と同一の事項を証明する除かれ た戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明 書の請求を行う場合における当該発行を 除く。)

除籍電子証明書提供用識別符 号1件につき 700円

別表のうち(1)の表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項の次に次の2項を加える。

13 戸籍法第48条第1項(同法第117条 において準用する場合を含む。)の規定 に基づく届出若しくは申請の受理の証明

1 通につき 3 5 0 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理につ

書の交付手数料、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料

いて、請求により法務省令で 定める様式による上質紙を用 いる場合にあっては、1通に つき1,400円)

書類又は届書等情報の内容を 表示したもの1件につき 3 50円

附 則

1 4

この条例は、令和6年3月1日から施行する。